

# 食品中の放射性物質への対応について

# ■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

## ■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）  
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

## ■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)

平成23年 3月18日～平成24年 3月31日	137,037件、うち暫定規制値超過1,204件（0.88%）
平成24年 4月 1日～平成25年 3月31日	278,275件、うち基準値超過2,372件（0.85%）
平成25年 4月 1日～平成25年 12月31日	261,374件、うち基準値超過 862件（0.33%）

## ■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

【原子力災害対策本部】

## ■ 食品の出荷制限

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

## ■ 食品の出荷制限等の解除

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

【原子力災害対策本部】

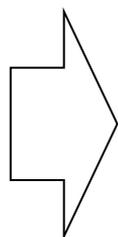
## ■ 食品の基準値の設定について

- 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、  
より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げた。

### ○放射性セシウムの暫定規制値※1 ○放射性セシウムの現行基準値※2

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

# 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品

(平成25年12月25日時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ・コマツナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 <b>キノコ類(野生のものに限る。)</b> 、 <b>タケノコ</b> 、わさび(畑において栽培されたものに限る。)、 <b>くさそてつ(ごごみ)</b> 、 <b>こしあぶら</b> 、 <b>ぜんまい</b> 、 <b>うわばみそう(野生のものに限る。)</b> 、 <b>たらのめ(野生のものに限る。)</b> 、 <b>ふき(野生のものに限る。)</b> 、ふきのとう(野生のものに限る。)、 <b>わらび</b> 、 <b>ウメ</b> 、ユズ、クリ、キウイフルーツ、小豆、大豆 <sup>注1</sup> 、米(平成23・24・25年産 <sup>注1</sup> )、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クマ肉 (全域) 牛肉 <sup>注1</sup> 、 <b>イノシシ肉</b> 、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリ肉、 <b>海産物(40種)</b>
青森県	(一部地域) <b>キノコ類(野生のものに限る。)</b>
岩手県	(一部地域) 原木クリタケ(露地栽培)、原木シイタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 <b>キノコ類(野生のものに限る。)</b> 、 <b>タケノコ</b> 、 <b>こしあぶら</b> 、ぜんまい、せり(野生のものに限る。)、 <b>わらび(野生のものに限る。)</b> 、大豆 <sup>注1</sup> 、 <b>ソバ<sup>注1</sup></b> 、スズキ、クロダイ、イワナ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) 牛肉 <sup>注1</sup> 、シカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、くさそてつ(ごごみ)、 <b>こしあぶら</b> 、ぜんまい、 <b>米(平成25年産<sup>注1</sup>)</b> 、大豆 <sup>注1</sup> 、 <b>ソバ<sup>注1</sup></b> 、ヒガンフグ、イワナ(養殖を除く。)、 <b>アユ(養殖を除く。)</b> 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) 牛肉 <sup>注1</sup> 、イノシシ肉、クマ肉、クロダイ、スズキ
山形県	(全域) クマ肉
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、タケノコ、こしあぶら(野生のものに限る。)、イシガレイ、ヒラメ、アメリカナマズ(養殖を除く。)、ギンブナ(養殖を除く。)、 <b>ウナギ</b> (全域) イノシシ肉 <sup>注1</sup> 、コモンカスベ、シロメバル、スズキ、ニベ、マダラ
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。)、 <b>こしあぶら(野生のものに限る。)</b> 、さんしょう(野生のものに限る。)、ぜんまい(野生のものに限る。)、 <b>たらのめ(野生のものに限る。)</b> 、 <b>わらび(野生のものに限る。)</b> 、クリ (全域) 牛肉 <sup>注1</sup> 、イノシシ肉 <sup>注1</sup> 、シカ肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。) (全域) イノシシ肉、クマ肉、シカ肉、ヤマドリ肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、タケノコ、ギンブナ、 <b>コイ</b> 、 <b>ウナギ</b> (全域) イノシシ肉 <sup>注1</sup>
新潟県	(一部地域) クマ肉
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) <b>キノコ類(野生のものに限る。)</b>
静岡県	(一部地域) <b>キノコ類(野生のものに限る。)</b>

注1) 福島県・岩手県・宮城県・栃木県の牛肉、茨城県・栃木県・千葉県のイノシシ肉、福島県の24年・25年産米、福島県の大豆及び岩手県・宮城県のソバに係る出荷制限については、知事の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

注2) **太字**については、平成25年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す

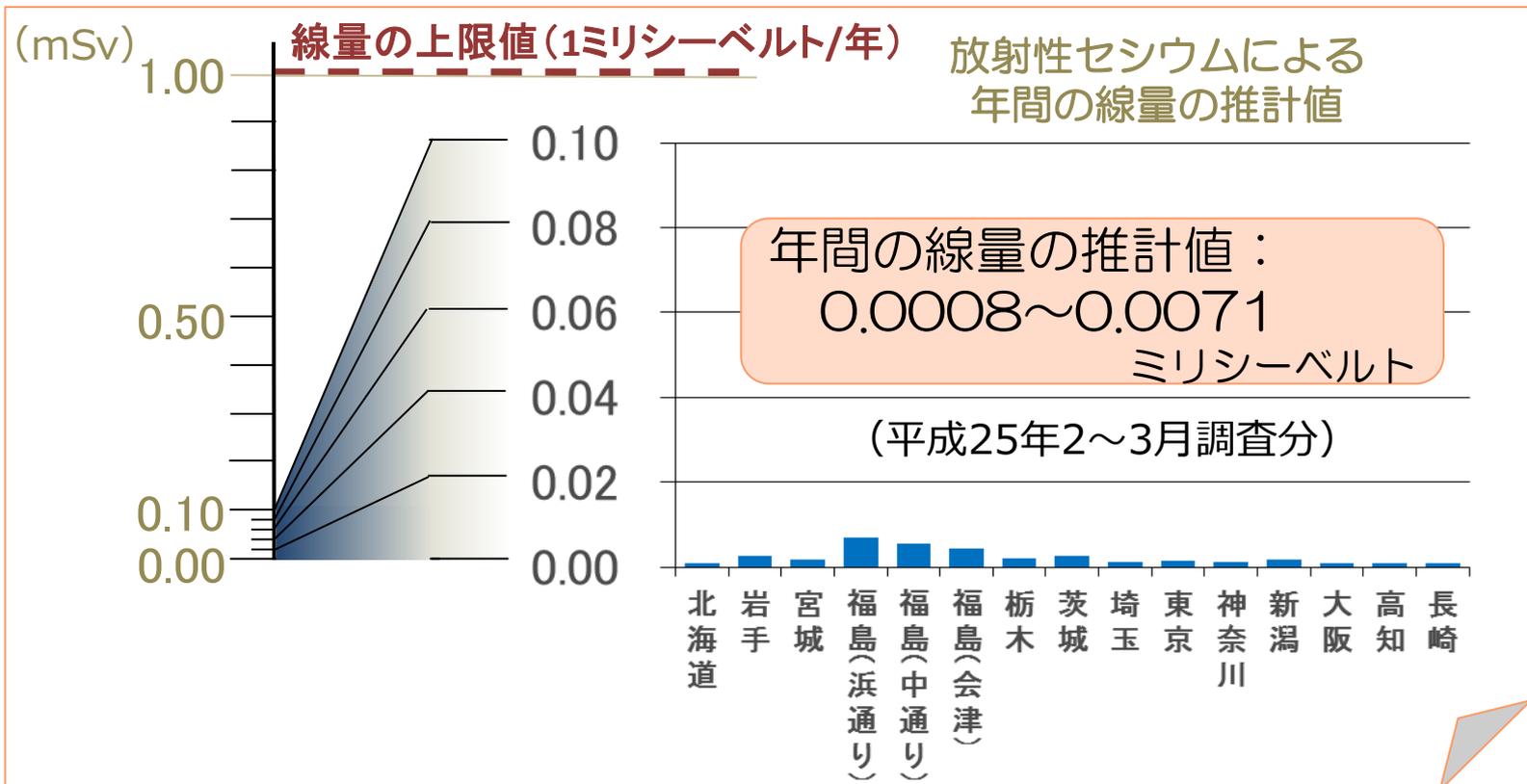
# ■ 流通食品をもとにした線量推計について

## ● 平成23年秋以降、随時、各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを測定

国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

- ◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
- ◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入

## ● この測定結果をもとに、1年間に受ける線量を推計



実際の線量は、どの地域でも、基準値の上限の水準の1/100以下と推計

## ■ (参考) 食品をもとにした線量推計について

### ● 平成23年秋以降に実施した線量推計結果一覧表

公表時期	調査時期	調査方法	調査対象	調査結果
平成23年12月22日	平成23年9-11月	流通食品を計量	3地域	0.0024~0.019mSv/y
平成25年3月11日	平成24年2-3月	流通食品を計量	12地域	0.0009~0.0094mSv/y
平成25年3月11日	平成24年3-5月	家庭の食事（乳児、高齢者、妊婦等を含む7区分）	9地域	0.0012~0.0039mSv/y
平成25年6月21日	平成24年9-10月	流通食品を計量	15地域	0.0009~0.0057mSv/y
平成25年11月8日	平成25年3月	家庭の食事（幼児と成人の2区分）	10地域	0.0001~0.0017mSv/y
平成25年12月13日	平成25年2-3月	流通食品を計量	15地域	0.0008~0.0071mSv/y

# ■ 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組

## 1. 広報の実施

### ○政府広報

平成24年度の政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く基準値や検査体制等について、関係省庁と連携し、広報を実施。

### ○キャンペーン「食べものと放射性物質のはなし」

平成24年9月～12月まで、関係省庁（消費者庁、内閣府食品安全委員会、農林水産省）と連携し、スーパーマーケットの食品売り場や公共施設等において、ポスターの掲示や、リーフレットの配布を実施。

### ○厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」における情報提供

対策の概要資料、Q & A、試験法や検査計画に関するガイドライン等を掲載。また、地方自治体からの検査結果を取りまとめ、基準値超過の有無に関わらず全てを公表。対策の概要や検査結果については英文での情報発信を実施。

### ○その他

- ・リーフレット：基準値の概要について、一般消費者向けのリーフレットを作成。
- ・ラジオ：内閣府被災者生活支援チームによる福島県内のラジオ放送で基準値について説明。
- ・地方自治体の広報誌等による広報：都道府県や市町村の広報誌等への広報・周知を要請。

## 2. 説明会の開催

### ○消費者、生産者等との意見交換会

食品中の放射性物質の基準値等について、消費者、事業者、生産者等を対象に、関係省庁及び地方自治体と連携しながら、全国各地で意見交換会を開催。(平成23年度：7箇所 平成24年度：27箇所開催 平成25年度：8箇所)

### ○講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。



その他

# 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25.12.20.閣議決定) ～食品安全行政関係の記載～

医薬食品局食品安全部

## 見直し方針に示された事項(食品安全行政関係)

### 1. 今回、国から都道府県に移譲することとされたもの

#### ○ 養成施設、講習会の登録等

- ・ 食品衛生監視員の養成施設の登録(食品衛生法施行令第9条第1項第1号等)
- ・ 食品衛生管理者の養成施設・講習会の登録(食品衛生法第48条第6項第3号及び第4号等)
- ・ 食鳥処理衛生管理者の養成施設・講習会の登録(食鳥処理法第12条第5項第3号及び第4号等)
- ・ 製菓衛生師の養成施設の指定(製菓衛生師法第5条第1号等)

⇒ 今年、通常国会に提出する地方分権一括法(27年4月施行を予定)に盛り込む予定。

※ 医療関係資格(保健師、助産師、看護師等)、衛生関係資格(理容師、美容師、調理師等)、福祉関係資格(保育士、社会福祉士、介護福祉士等)の養成施設に係る指定権限も同様に移譲。

### 2. 国から都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について、検討を進めるとされたもの

#### ○ HACCP(総合衛生管理製造過程)の承認(食品衛生法第13条等)

#### ○ 食鳥処理場の検査機関の指定(食鳥処理法第21条等)

⇒ 引き続き、必要な調整を行う。

## (参考)これまでの経緯・今後の予定

- 地方分権推進本部(21.3.24)「出先機関改革に係る工程表」を決定。
- 「地域主権戦略大綱」(22.6.22)を閣議決定。これを受け、各省において移譲項目を整理。
- 地方分権改革推進本部(25.9.13)「当面の方針」を決定。
- 地方分権改革推進本部(25.12.20)「見直し方針」を決定。その後閣議決定。
- 「見直し方針」に沿って、地方分権一括法案を通常国会に提出予定。

# 成形肉に関する対応について

## 背景

- 一連の表示偽装問題に関連し、成形肉と知らせずにステーキ（一枚肉を焼いた料理）として提供している飲食店があった。
- また、いわゆるローストビーフ（特定加熱食肉製品）に、食品衛生法に基づく規格基準において用いてはならないとされている成形肉を使用していた事例も発生した。
- 平成25年7月に山口県、福岡県の同一系列ファミリーレストラン2店舗で発生したO157による食中毒について、12月に成形肉を使用したステーキが原因だったと判明。（患者6名のうち4名が入院し、一週間程度で全員が回復。）

## 都道府県等に対する要請

- ◎ 食肉製品の規格基準の遵守及び結着等の加工処理を行った食肉の取扱いについて通知を  
発出し、特定加熱食肉製品への成形肉の使用が規格基準で禁止されていること及び成形肉  
の加熱の必要性等について再周知を徹底  
(平成25年12月25日付け食安基発1225第2号食安監発1225第3号、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、  
監視安全課長通知)
- 具体的内容
  - 1 食肉製品の規格基準の遵守について  
特定加熱食肉製品の製造基準に記載されている肉塊は、食肉（内臓を除く。）の単一の塊であって、結着等の加工処理を行った食肉は原料として用いることはできないこと。
  - 2 飲食店における結着等の加工処理を行った食肉の提供について
    - (1) 飲食店業者が調理して提供する場合には、客が喫食する段階において、中心部を75℃で1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導すること。
    - (2) 客が自ら加熱調理を行う場合には、飲食店業者は、客に対して当該処理が行われている旨及び飲食に供するまでに必要な加熱を行うための具体的な方法を確実に提供するとともに、調理中に食肉から他の食材へ交差汚染が起こる可能性があることについて注意を喚起するよう指導すること。